

貸付けのご案内

貸付規程等の一部改定について(お知らせ)

■ 教育貸付け等の貸付条件や対象範囲を拡大し、さらにご利用しやすくなりました! (平成28年12月15日受付分から)

※改定内容の詳細については、貸付担当までお問い合わせください。

- ① 教育・医療・葬祭貸付けの対象者の範囲を拡大し、新たに「兄と姉」を追加しました。★1
- ② 教育貸付けの対象範囲の拡大
 - イ 修学のための家賃や、通学定期代も対象となりました。★2
 - ロ 償還中の民間金融機関等の教育ローンからの借換えが可能となりました。★3

(教育貸付けの改定についての詳細は、P20の教育貸付けのご案内の★印と対応しています。)

■ 災害関連の貸付けを見直しました。

【利率は平成28年12月末現在】

平成28年11月 激甚貸付け開始

平成28年の熊本地震以降の激甚災害(指定のもの)で罹災し、激甚住宅災害貸付けを新規に借りる場合、又は住宅(災害)貸付けにより購入した住宅が罹災した場合、申請をすると通常より低い利率が適用されます。
なお、元金返済を3年間猶予することができます。

激甚災害(指定のもの)で罹災した住宅貸付け		利率
一定規模以上の被害を受け、新規住宅貸付けを借りる場合	元金返済の猶予期間(3年以内)中	1.06%
	猶予期間満了後(3年以内)	1.28%
住宅貸付けにより購入した家が一定規模以上に被災	元金返済の猶予期間(3年以内)中	1.72%
	猶予期間満了後(3年以内)	
住宅災害貸付けにより購入した家が一定規模以上に被災	元金返済の猶予期間(3年以内)中	1.28%
	猶予期間満了後(3年以内)	

平成29年1月から上記以外の災害貸付け等の利率を引き下げます!

上記以外の住宅災害貸付け及び災害貸付けについても平成29年1月から利率を下げます。すでにこの貸付けを借りている方の利率も1月から引き下げます(手続は不要です)。

住宅災害貸付け・災害貸付け

現在の利率**2.28%** → **1.72%**

【利率は平成28年12月末現在】